

第 2 0 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 8 月 2 8 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 平成 3 0 年 第 3 回 (9 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 後 送 議 案 に つ い て . . . **別 紙 1**

・ 議 案 第 8 3 号 山 口 東 京 理 科 大 学 薬 学 部 増 築 工 事 (C 棟 建 築 主 体 工 事)
請 負 契 約 の 一 部 変 更 に つ い て (大 学)

・ 議 案 第 8 4 号 山 口 東 京 理 科 大 学 薬 学 部 増 築 工 事 (C 棟 空 気 調 和 設 備 工 事)
請 負 契 約 の 一 部 変 更 に つ い て (大 学)

(2) 追 加 議 案 に つ い て . . . **別 紙 2 、 別 紙 3**

(3) 会 期 案 に つ い て . . . **資 料 1**

8 月 3 1 日 (金) か ら 9 月 2 8 日 (金) ま で の 2 9 日 間

(4) 人 事 案 件 に つ い て

人 事 案 件 に つ い て は 、 申 し 合 わ せ 事 項 6 2 に よ り 行 う。

○ 申 し 合 わ せ

(人 事 案 件 の 委 員 会 付 託)

62 人 事 案 件 は 、 委 員 会 付 託 を 省 略 し 、 原 則 と し て 本 会 議 初 日 に 上 程 し 、
即 決 す る。

(5) 所 管 事 務 調 査 報 告 に つ い て

民 生 福 祉 常 任 委 員 会 と 産 業 建 設 常 任 委 員 会 の 所 管 事 務 調 査 報 告 を 9 月 定
例 会 初 日 の 8 月 3 1 日 に 行 う。

(6) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 2**

(7) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 3**

・ 「 生 涯 現 役 社 会 」 を 実 現 す る シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー の 決 意 と 支 援 の 要 望

(8) 「 厚 生 年 金 へ の 地 方 議 会 議 員 の 加 入 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て 」 の
取 扱 い に つ い て . . . **資 料 4**

(9) 議 会 運 営 に つ い て の 要 望 書 . . . **資 料 5**

(10) あ い サ ポ ー ト 団 体 認 定 申 請 に 関 す る 要 望 書 . . . **資 料 6**

2 そ の 他

(1) 議 員 連 絡 会 の 開 催 日

・ 8 月 3 1 日 (金) 午 前 9 時 1 5 分 議 運 決 定 事 項

平成 30 年第 3 回（9 月）定例会議案名

1 市長提出議案（議案 34 件、報告 2 件）

○総務文教常任委員会関係（4 件）

- (1) 議案第 74 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (2) 議案第 75 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (3) 議案第 76 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (税務)
- (4) 議案第 85 号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 建築主体・付帯工事）請負契約の締結について (教育総務)

○民生福祉常任委員会関係（7 件）

- (1) 議案第 60 号 平成 29 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 61 号 平成 29 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 62 号 平成 29 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (4) 議案第 67 号 平成 29 年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第 77 号 山陽小野田市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (6) 議案第 80 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (病院)
- (7) 議案第 81 号 物品の購入について (環境)

○産業建設常任委員会関係（15 件）

- (1) 議案第 59 号 平成 29 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出

- 決算認定について (都市)
- (2) 議案第63号 平成29年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について (農林)
- (3) 議案第64号 平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (下水)
- (4) 議案第65号 平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (下水)
- (5) 議案第66号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- (6) 議案第68号 平成29年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- (7) 議案第69号 平成29年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (8) 議案第71号 平成30年度山陽小野田市農業用集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について (下水)
- (9) 議案第72号 平成30年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)について (水道)
- (10) 議案第73号 平成30年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)について (水道)
- (11) 議案第78号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- (12) 議案第79号 山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (13) 議案第82号 市道路線の認定について (土木)
- (14) 議案第86号 平成29年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (15) 議案第87号 平成29年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会関係（２件）

- (1) 議案第５８号 平成２９年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第７０号 平成３０年度山陽小野田市一般会計補正予算（第３回）について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会関係（２件）

- (1) 議案第８３号 山口東京理科大学薬学部増築工事（Ｃ棟建築主体工事）請負契約の一部変更について (大学)
- (2) 議案第８４号 山口東京理科大学薬学部増築工事（Ｃ棟空気調和設備工事）請負契約の一部変更について (大学)

○人事案件（４件）

- (1) 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第２号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (3) 諮問第３号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (4) 諮問第４号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告（２件）

- (1) 報告第６号 平成２８年度健全化判断比率の修正について (財政)
- (2) 報告第７号 平成２９年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

平成30年第3回(9月)定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
8	31	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告(事務報告) ・各常任委員会の所管事務調査報告 ・報告2件を一括報告、質疑 ・諮問4件を一括上程、説明、質疑、討論、採決 ・議案30件を一括上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
9	1	土		休 会	
9	2	日		休 会	
9	3	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
9	4	火	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
9	5	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	6	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	7	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	8	土		休 会	
9	9	日		休 会	

9	10	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 産業建設常任委員会 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	11	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 山口東京理科大学調査特別委員会 一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
9	12	水		委員会	<ul style="list-style-type: none"> 予備日
9	13	木		休 会	
9	14	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
9	15	土		休 会	
9	16	日		休 会	
9	17	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> 敬老の日
9	18	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
9	19	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
9	20	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
9	21	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
9	22	土		休 会	
9	23	日		休 会	<ul style="list-style-type: none"> 秋分の日
9	24	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> 振替休日
9	25	火		休 会	(議事整理のため)
9	26	水	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計予算決算常任委員会
9	27	木		休 会	(議事整理のため)
9	28	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論、採決 閉会中の調査事項について

小野 泰 様

「生涯現役社会」を実現する

シルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、少子高齢化が進み人口が減少している中で成長力を確保していくために、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現を果たす役割を担っており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を實行し、地域社会の活性化と医療費や介護給付費の削減に寄与しているところです。

昨年三月に働き方改革実現会議が決定した「働き方改革実行計画」においても、「健康づくりやフレイル対策を進めつつ、シルバー人材センターやボランティアなど、高齢者のニーズに応じた多様な就業機会を提供する」とされており、シルバー人材センター事業の果たす役割の重要性和地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

こうした中、シルバー人材センター事業の発展・拡充は、国の施策の実現や地域社会の期待にこたえるために喫緊の課題であります。このため、平成三十年度から平成三十六年度までの七期間を期間とする「第二次会員百萬人達成計画」を策定したところであり、これに基づき、平成三十二年度までに八十万人、そして、平成三十六年度には、会員百萬人を目指して、会員増加の取組みを一段と強めて参ります。

さらには、シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応し、

- ① 介護保険制度改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業
- ② 子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足の地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業などの事業

また、労働者派遣又は職業紹介での働き方において、都道府県知事が指定する業種・職種について週四十時間まで就業が可能となった特例措置を有効的に活用し、現役世代の支えや人手不足分野での労働力確保に貢献するとともに、適正就業ガイドラインを遵守し、地域社会の維持・発展と就業意欲の高い高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

つきましては、平成三十一年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計を財源とする補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、シルバー人材センターの多くは、事業規模が小さく財政的には不安定であり、経済変動などによりたちまち財政難に陥る危機を孕んでいます。公益法人が事業を継続的・安定的に運営できるよう、「特定費用準備資金」について、剰余金を赤字年度及び災害等、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積み立てることを可能とする見直しを、強く要望いたします。

平成三十年 七月 三十一日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
平成三十年 年度 定 時 総



公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター



公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	前田龍一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	前田龍一
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	波岸正
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	佐々木明敏
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	谷口秀樹
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	片倉良一
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	市川國雄
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿抜剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	和田裕二
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	理事長	宮下智満
公益財団法人	いきいき埼玉	理事長	岡崎守
公益社団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	下村精哉
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	笹沼正一
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	浦川秀登
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	角田義一
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝一
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	釣谷祐一
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	須野原雄
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	高山浩充
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	勝又武利
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	近藤守彦
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	奥野里路
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	石黒善治
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	植田武彦
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	中嶋千萬城
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	松下幹男
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	山脇誠
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	安達紘二
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	川野豊
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	山崎昌弘
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	鶴川舜一
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	佐伯要
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	長崎豊彦
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	井形陽一
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	中嶋隆範
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	西島喜義
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	右田芳明
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	川口喜博
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	藤山幸一
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長盛正

全議K第7号

平成30年7月20日

山陽小野田市議会議長 殿

全国市議会議長会

会長 山田 一 仁

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金への地方議会議員の加入を実現するため、正副会長をはじめ、関係委員会において政府・与党の幹部等に対し要請活動を重ねて参りました。また、各市議会におかれても厚生年金への加入実現に向けた意見書の提出や地元選出国會議員への要請にご尽力いただいております。しかしながら、今通常国会では関連法案の提出が難しい状況となりました。

かつての地方議会議員年金制度は、平成の市町村合併に伴う議員数の大幅な減少により年金財政が悪化し、制度の維持が困難になったため、平成23年6月に廃止されましたが、その際、衆・参両議院の総務委員会において「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会派一致で可決されたところであります。

この附帯決議をひとつの契機とし、本会をはじめとする三議長会では、民間サラリーマンが加入する厚生年金への地方議会議員の加入に向けて、関係法律の整備を図るため、与党に対し要望活動を展開して参りました。

今日、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加してきております。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社に勤務している方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うこととなります。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えております。

各市議会においては、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択についてご尽力いただいておりますが、未だ482市区議会において意見書の採択がなされていない状況となっております（平成30年7月17日現在）



各市区議会にはそれぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、来るべき臨時国会において関連法案が確実に提出され、成立を期するためには、より多くの議会から意見書を採択していただくことが不可欠であります。

つきましては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれては、上記の要望の趣旨をご理解いただき、9月定例会において意見書を可決のうえ、国会・関係行政庁にご提出いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

【問合せ先】
全国市議会議長会
渡瀬・千葉
TEL 03-3262-2302
FAX 03-3222-0658
nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議員長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿
参議院議長 〇〇 〇〇 殿
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿
総務大臣 〇〇 〇〇 殿
財務大臣 〇〇 〇〇 殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の議決状況

平成30年7月17日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	議決 市区数	議決市区名
北海道 (35/32)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、 苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、 千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/33)	青森県	10	9	青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	7	石巻、塩竈、気仙沼、角田、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	1	仙北
	山形県	13	9	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、南陽
北信越 (69/29)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	6	長岡、上越、柏崎、十日町、阿賀野、魚沼
	富山県	10	0	
	石川県	11	9	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、白山、能美、野々市
関東 (216/64)	福井県	9	4	福井、越前、大野、勝山
	長野県	19	10	松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	5	八王子、府中、町田、北、荒川
	神奈川県	19	3	横浜、川崎、相模原
	山梨県	13	4	韮崎、北杜、上野原、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、 笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、 桜川、銚田、小美玉
	栃木県	14	9	宇都宮、足利、栃木、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	0	
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、 鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
	千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ
東海 (96/28)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	14	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、西尾、江南、稲沢、東海、 愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	5	四日市、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	7	大垣、関、中津川、瑞浪、恵那、瑞穂、海津
近畿 (111/21)	大阪府	33	2	吹田、門真
	京都府	15	4	舞鶴、綾部、宮津、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (54/29)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	7	岡山、津山、笠岡、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (38/22)	山口県	13	7	下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	2	徳島、阿波
	香川県	8	5	高松、坂出、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (118/74)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	28	8	久留米、飯塚、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	9	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、 宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	12	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、杵築、宇佐、豊後大野、 由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、 伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
沖縄県	11	7	那覇、石垣、宜野湾、名護、豊見城、うるま、南城	
合 計		814	332	

全議 K 第 8 号
平成 30 年 8 月 10 日

山陽小野田市議会議長 殿

全国市議会議長会

事務総長 滝本純生

厚生年金への地方議会議員の加入に関する資料の送付について

平素より、全国市議会議長会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る 7 月 20 日付け全議 K 第 7 号文書をもって、9 月定例会において厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を可決していただくようお願いを申し上げたところであります。大変遅くなりましたが、この懸案に関する本会としての考え方を取りまとめた資料（一問一答）を送付いたしますので、意見書案の取りまとめにご活用いただければ幸甚です。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社に勤務している方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うこととなります。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えております。

各市区議会にはそれぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、送付資料に記しました論点を十分ご理解いただき、何卒意見書を可決いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

なお、意見書の取りまとめを市議会で協議する際に、必要に応じて担当職員が説明に出向くことも考えております。ご希望があればご連絡いただければと存じます。



【問合せ先】
全国市議会議長会 渡瀬・千葉
TEL 03-3262-2302
FAX 03-3222-0658
nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入について（一問一答）

目 次

厚生年金への加入の目的、必要性について

- 問 1 どうして地方議会議員を厚生年金に加入させようとしているのか。 …… 1
- 問 2 旧地方議会議員年金制度の給付は今でも続いており、約 60 年間で 1 兆 1,400 億円もの公費負担が見込まれている状況にもかかわらず、なぜ厚生年金への地方議会議員の加入を求めるのか。 …… 2
- 問 3 地方議会議員を厚生年金に加入させるのではなく、国民年金の改革を優先したり、国民年金基金等による自助努力で対応すべきではないか。 …… 3
- 問 4 平成 23 年 6 月に廃止された地方議会議員年金制度とは何が違うのか。 …… 4
- 問 5 地方議会議員は、議会開会中以外にどのような活動をしているのか（厚生年金に加入できるほどの活動をしているのか）。 …… 5
- 問 6 （首長と同様に地方議員も地方公務員共済組合の組合員とするとのことだが）首長は常勤であるのに対し、地方議会議員は常勤職員とはされておらず、首長と地方議員を同列に扱うのはおかしいのではないか。 …… 5

現行の制度について

- 問 7 現行の年金制度はどのようになっているのか。 …… 6
- 問 8 地方議会議員を専業とする者の年金はどのようになっているのか。 …… 7
- 問 9 会社に勤めながら地方議員をしている者の年金はどのようになっているのか。 …… 7

地方公務員共済組合への加入した場合について

- 問 10 地方議会議員を専業とする者が厚生年金に加入すると、どのようなかたちで加入するのか。 …… 8
- 問 11 新たに地方公務員共済組合及び厚生年金に加入する地方議会議員はどのくらいいると見込まれているのか。 …… 8
- 問 12 地方議会議員が地方公務員共済組合及び厚生年金に加入することになった場合、地方公共団体の負担はどの程度増加するのか。 …… 8
- 問 13 地方議会議員を専業とする者が厚生年金に加入すると、加入は任意になるのか。 …… 8
- 問 14 地方議会議員を専業とする者が厚生年金に加入すると、どのような給付を受けられるのか。 …… 9
- 問 15 地方公務員共済組合に加入する地方議員については、短期給付（医療保険給付）も対象となるのか。 …… 9
- 問 16 地方議会議員が地方公務員共済組合に加入した場合、短期給付も対象となるのであれば、保険料という点では、健康保険（協会けんぽ・組合健保）や国民健康保険に加入するよりも有利になるのではないか。 …… 10
- 問 17 会社員として厚生年金に加入している者が地方議会議員になった場合には、地方議会議員として厚生年金に加入するのか。 …… 10
- 問 18 地方議会議員として地方公務員共済組合に加入すると、扶養家族はどのようになるのか。 …… 11
- 問 19 地方議会議員として厚生年金に加入すると、年金保険料はどのくらいになるのか。 …… 11
- 問 20 地方議会議員として厚生年金に加入すると、年金はどのくらい受け取れるのか。 …… 12

厚生年金への加入の目的、必要性について

問1 どうして地方議会議員を厚生年金に加入させようとしているのか。

かつての地方議会議員年金制度は、平成の市町村合併に伴う議員数の大幅な減少により年金財政が悪化し、制度の維持が困難になったため、平成23年6月に廃止されました。その際、衆・参両議院の総務委員会において「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会派一致で可決されております。

この附帯決議をひとつの契機とし、全国市議会議長会をはじめとする三議長会では、民間サラリーマンが加入する厚生年金への地方議会議員の加入に向けて、関係法律の整備を図るため、与党に対し要望活動を展開して参りました。

今日、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加してきております。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社に勤務している方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えています。

なお、一部では特権的との批判がありますが、首長を含む地方公務員等が加入している地方公務員共済組合に加入することを通じ、民間サラリーマン等も加入している厚生年金に加入できるようにするものであります。厚生年金の額や年金受給資格の期間も他の厚生年金被保険者と同じですので、特権的との批判は当たらないと考えています。

問2 旧地方議会議員年金制度の給付は今でも続いており、約60年間で1兆1,400億円もの公費負担が見込まれている状況にもかかわらず、なぜ厚生年金への地方議会議員の加入を求めるのか。

旧地方議会議員年金制度の廃止後において、受給資格を有する者への給付が継続しており、廃止後約60年間の公費負担総額として約1兆1,400億円が見込まれています。

一方、平成の大合併に伴い、合併が本格化する前の平成10年度と合併が一段落した平成19年度を比較すると、市町村の議員数は24,185人減少し、議員報酬手当も毎年約1,100億円削減されています。行政改革に伴う議員定数の削減や報酬の引下げ等もあり、平成18年度から27年度の10年間の累積で約1兆1,100億円を超える負担の軽減が図られている事実についてもご理解いただきたいと考えています。

なお、旧地方議会議員年金制度は、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではなく、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であったのに対し、本会をはじめとする三議長会が求めている制度は、首長を含む地方公務員等が加入している地方公務員共済組合及び厚生年金に、地方議会議員も加入できるようにするものであって、旧地方議員年金制度を復活させるものではありません。

問3 地方議会議員を厚生年金に加入させるのではなく、国民年金の改革を優先したり、国民年金基金等による自助努力で対応すべきではないか。

国民年金を充実させることを優先すべき、さらに国民年金基金等の自助努力で対応すべきというご意見があることは承知していますが、国民年金の主な被保険者は、自らの意思さえあれば事業を維持継続できる自営業や農業従事の方々であり、4年に一度選挙され、不安定な身分に置かれる地方議会議員をこれらの方と同列に論じることは必ずしも適当ではないと考えています。

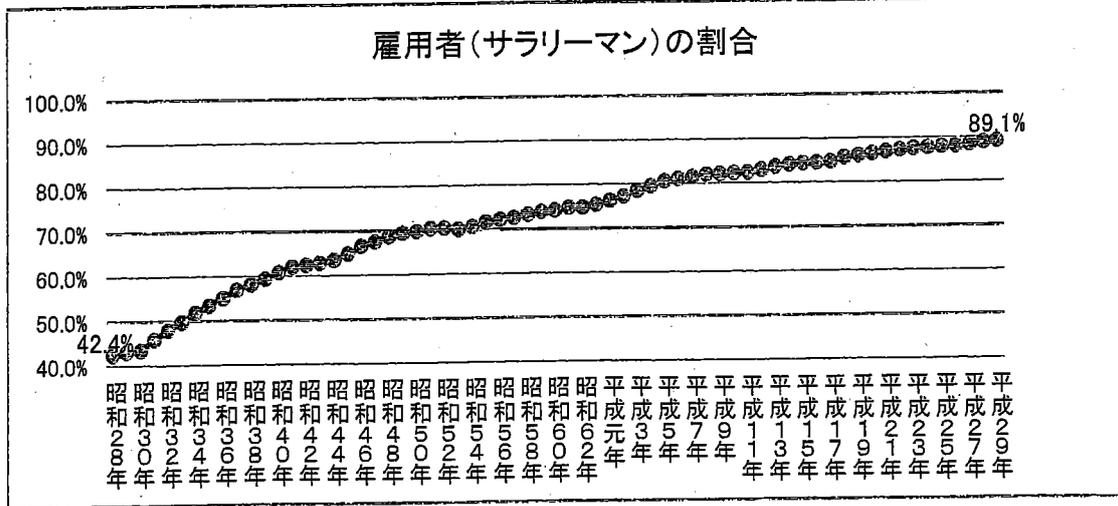
国民年金の充実、財源問題も含め検討すべき重要な課題ではありますが、就業者に占めるサラリーマンの割合が約9割にも達する今日、地方議会議員が厚生年金に加入できるようにし、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けられるようにする政策とは別次元の課題であると考えております。

【参考】

(1) 厚生労働省発表の平成28年度末時点での公的年金加入者数約6,731万人のうち、国民年金のみの加入者は約1,575万人であり、公的年金加入者の約76.6%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者となっています。

平成28年10月から、一定の短時間労働者に対する厚生年金の適用が拡大されており、厚生年金への加入者が増加することは、政府として促進しているものです。さらに、「骨太の方針2018」において被用者保険の更なる適用拡大に向けて「勤労者皆保険制度の実現を目指して検討を行う」との方針が明記され、今後検討が開始されると聞いております。

(2) 就業者に占めるサラリーマンの割合は、昭和28年当時の42.4%から徐々に上昇し、直近の平成29年では89.1%と約9割にも達し、これに伴い地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加していますが、現状では、民間企業や公務員を退職して地方議会議員になると、国民年金にしか加入することができません。



総務省統計局 労働力調査 長期時系列データ 従業上の地位別就業者数(雇業者/就業者全体の総数)

問4 平成23年6月に廃止された地方議会議員年金制度とは何が違うのか。

かつての地方議会議員年金制度は、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではなく、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度と位置づけられていました。

これに対し、厚生年金への地方議会議員の加入は、国民皆年金の一環としての公的年金制度である厚生年金に加入できるようにするものであり、旧地方議会議員制度を復活させるものではありません。

本会をはじめとする三議長会が求めている制度は、地方議会議員を、首長を含む地方公務員が加入する地方公務員共済組合の組合員として、厚生年金保険給付などを受けられるようにするものです。

厚生年金に地方議会議員が加入した場合の老齢厚生年金額は、一般の厚生年金被保険者と同じように算定され、旧地方議会議員年金の約4割程度の水準にとどまります。

【参考】

○旧地方議会議員年金と老齢厚生年金の給付水準の比較

(3期(12年)地方議会議員として在職した場合)

報酬月額	旧地方議会議員年金の受給額(年額)	老齢厚生年金の受給額(年額)
25万円	72.0万円	27.6万円
40万円	115.2万円	43.7万円
60万円	172.8万円	63.5万円

※老齢厚生年金の受給額の算出にあたっては、期末手当の額を議員報酬月額の4.3月分とし、賃金水準等を補正する係数である再評価率については、1.00として試算

※老齢厚生年金の受給額は、報酬比例部分のみ(基礎年金は含まれていない。)

問5 地方議会議員は、議会開会中以外にどのような活動をしているのか（厚生年金に加入できるほどの活動をしているのか）。

地方議会議員は、

- ・本会議、委員会、全員協議会への出席、議員派遣といった議会活動
- ・議会活動に付随した調査研究、資料の作成、会派による会議だけでなく、
- ・国等に対する地方議会としての補助金の要請活動などの対外的な要望活動
- ・議会活動に資する住民との懇談や政策的議論、住民に対する広報活動等

を通じて、多様な層の幅広い住民の民意をくみ取り、政策に反映させるなど、地方公共団体の行財政運営上、首長とともに車の両輪とも言うべき役割を担っています。

問6 （首長と同様に地方議員も地方公務員共済組合の組合員とするとのことだが）首長は常勤であるのに対し、地方議会議員は常勤職員とはされておらず、首長と地方議員を同列に扱うのはおかしいのではないか。

ご指摘のとおり、地方議会議員は、現行の地方公務員等共済組合法において、常勤職員とは解されておりません。

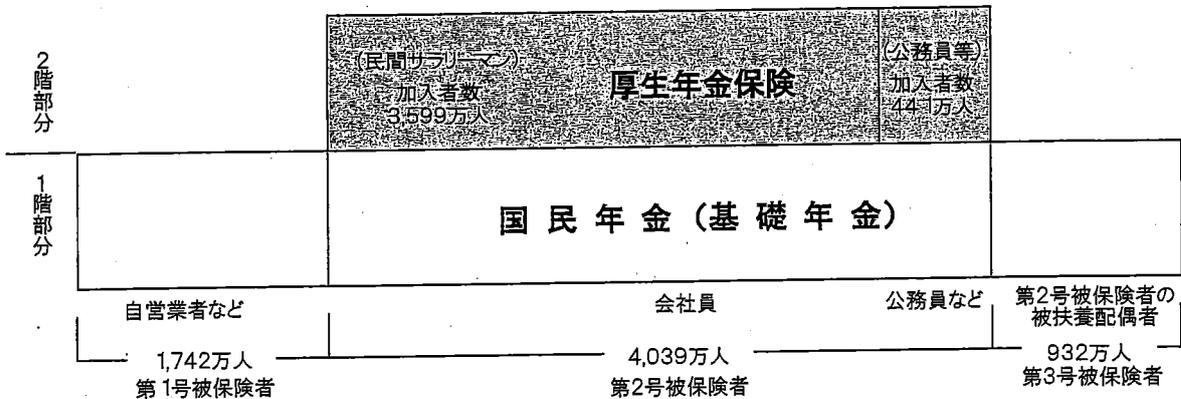
しかしながら、① 地方議員は、その地方公共団体から議会活動等の対価として月等の一定期間ごとに定額の議員報酬を受けていること、② 地方議員は、勤務時間の定めがある職ではないものの、議会開会中以外にも閉会中審査をはじめ議員であることに伴う様々な議会活動等を行っていること——等の実態を踏まえると、地方議会議員についても、首長と同様に地方公務員共済組合に加入することができることとすることは、合理性があると考えています。

現行の制度について

問7 現行の年金制度はどのようになっているのか。

○公的年金制度の仕組み

- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための社会保険。(防貧機能)
- ◆現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- ◆民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)



上の図のように、全国民を対象とした国民年金(基礎年金)があり、その上乗せの年金として厚生年金があります。

厚生年金には、市役所や会社など(厚生年金の適用事業所)に常時使用される70歳未満の人が加入します。

保険料は月ごとの給与に対して定率(平成29年度末現在で18.3%)となっていて、事業主(勤務先)が保険料の半額を負担します(労使折半)。

厚生年金の年金額は、働いていたときの給与と加入期間に応じて給付額が決まります。また、現役時代に納付する保険料には国民年金保険料(基礎年金)も含まれているため、国民年金分と厚生年金分の両方を受け取ることができます。

老齢厚生年金は、国民年金や厚生年金の保険料を通算して10年分納付していれば受給することができます。

※平成27年10月から被用者年金制度が一元化されたことにより、これまで厚生年金(会社員など)と共済年金(公務員・私立学校教職員など)に分かれていた被用者の年金制度が、厚生年金に統一されました。

問8 地方議会議員を専業とする者の年金はどのようになっているのか。

現在は、自営業者や学生などと同じく国民年金にのみ加入となっているので、議員在職期間中にかかる年金としては、国民年金分しか支給されません。

問9 会社に勤めながら地方議会議員をしている者の年金はどのようになっているのか。

兼業している会社が厚生年金の適用事業所である場合は、厚生年金に加入しているので、国民年金（基礎年金）と厚生年金を受け取ることができます。

地方公務員共済組合への加入した場合について

問 10 地方議会議員を専業とする者が厚生年金に加入するとなると、どのようなかたちで加入するのか。

本会をはじめとする三議長会が求めている制度は、地方議会議員を地方公務員等共済組合法上の職員とみなして、地方公務員共済組合の組合員の資格を取得するようにするものです。

問 11 新たに地方公務員共済組合及び厚生年金に加入する地方議会議員はどのくらいいると見込まれているのか。

地方議会議員の総数約 3 万 3,000 人のうち、厚生年金の被保険者とならない 70 歳以上の者を除外すると、約 2 万 8,000 人となります。

このうち、兼業先で厚生年金に加入している地方議会議員であって、兼業先の報酬の方が高いものを除外することとなります。兼業先から受ける報酬月額と議員報酬のいずれが高いかについては不明であり、新たに地方公務員共済組合及び厚生年金に加入する地方議会議員の正確な数をお示しすることは困難です。

問 12 地方議会議員が地方公務員共済組合及び厚生年金に加入することになった場合、地方公共団体の負担はどの程度増加するのか。

長期給付においては 200 億円程度、短期給付においては 100 億円程度と見込まれます。

問 13 地方議会議員を専業とする者が厚生年金に加入するとなると、加入は任意になるのか。

厚生年金保険法第 9 条に「適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険法の被保険者とする。」と規定されているため、地方議会議員として在職している間は、70 歳に達するまで厚生年金に加入する必要がありますので、任意の加入と脱退は認められません。

問14 地方議会議員を専業とする者が地方公務員共済組合に加入するとすると、どのような給付を受けられるのか。

地方議会議員が地方公務員共済組合に加入すると、次の給付の対象となります。

- ① 厚生年金保険給付…老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等
- ② 短期給付…療養の給付等
- ③ 福祉事業…健康診査等

これを年齢・給付内容ごとに整理すると、次のようになります。

	25歳～69歳	70歳～74歳	75歳～
長期給付 (厚生年金保険給付)	○	×	×
短期給付 (医療保険給付)	○	○	×
福祉事業	○	○	○

問15 地方公務員共済組合に加入する地方議員については、短期給付(医療保険給付)も対象となるのか。

地方議会議員が地方公務員共済組合に加入した場合は、短期給付(医療保険給付)の対象となります。

これは、共済制度の基本的枠組みが、長期給付・短期給付・福祉事業を、一体的にかつ効率的に行うものであり、また、首長は、長期給付・短期給付・福祉事業の全ての規定が適用となっていることから、地方議会議員についても、首長と同様の規定を適用しようとするものです。

問16 地方議会議員が地方公務員共済組合に加入した場合、短期給付も対象となるのであれば、保険料という点では、健康保険（協会けんぽ・組合健保）や国民健康保険に加入するよりも有利になるのではないか。

地方公務員共済組合の短期給付の掛金率は、共済組合ごとに異なりますが、平均で4.665%（平成29年4月1日現在）となっています。

一方、被用者保険の保険料率は、協会けんぽの平均が5.00%（平成29年度）、組合健保の平均が4.582%（平成29年度予算、被用者と事業主の負担割合はそれぞれ2分の1と仮定）となっており、大きく異なるものではありません。

また、国民健康保険の保険料は、単純な報酬比例ではなく、応益割（受益に応じた負担分）と応能割（負担能力に応じた負担分）の組み合わせによって設定されており、市町村によって採用する方式も異なることから、単純に保険料率で比較することはできません。

地方議会議員についても地方公務員共済組合に加入する首長を含む地方公務員等と同様の適用を受けることとなり、地方議会議員を優遇するものではありません。

問17 会社員として厚生年金に加入している者が地方議会議員になった場合には、地方議会議員として厚生年金に加入するのか。

本会をはじめとする三議長会が求めている制度は、兼業先で厚生年金に加入している地方議会議員が、兼業先で議員報酬よりも高い額の報酬を得ている場合については、引き続き兼業先で厚生年金に加入する方向で検討されています。

兼業先の報酬より議員報酬の方が高ければ、地方公務員共済組合の組合員として厚生年金に加入する方向で検討されています。

問18 地方議会議員として地方公務員共済組合に加入すると、扶養家族はどのようになるのか。

地方議会議員は地方公務員共済組合の組合員となるので、配偶者、子、父母などで、主として議員の収入によって生計を維持している者であれば、議員の被扶養者として、議員と同様に短期給付などを受けることができるようになり、個別に国民健康保険に加入する必要がなくなります。

また、議員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者については、国民年金第3号被保険者となり、保険料は共済組合が一括して負担するので、個別に納める必要がなくなります。

問19 地方議会議員として厚生年金に加入すると、年金保険料はどのくらいになるのか。

厚生年金に加入した場合、保険料は月ごとの報酬に対して定率（平成29年度末現在で18.3%）となっていて、事業主（勤務先）が保険料の半額を負担します（労使折半）。

報酬月額ごとの保険料は、以下のとおりとなります。

報酬月額	厚生年金保険料（年額）	
	議員負担	事業主負担
25万円	38.4万円	38.4万円
40万円	60.8万円	60.8万円
60万円	88.4万円	88.4万円

※保険料の算出にあたっては、厚生年金の保険料率を18.3%（議員負担9.15%、事業主負担9.15%）とし、期末手当の額を議員報酬月額の4.3月分として算出しています。

問20 地方議会議員として厚生年金に加入するとすると、年金はどのくらい受け取れるのか。

老齢厚生年金の受給額は、報酬月額と加入期間によって異なります。大まかには以下ようになります。

報酬月額	老齢厚生年金の受給額（年額）		
	1期(4年)加入	2期(8年)加入	3期(12年)加入
25万円	9.2万円	18.4万円	27.6万円
40万円	14.6万円	29.1万円	43.7万円
60万円	21.2万円	42.4万円	63.5万円

※老齢厚生年金の受給額の算出にあたっては、期末手当の額を議員報酬月額の4.3月分とし、賃金水準等を補正する係数である再評価率については、1.00として試算

※老齢厚生年金の受給額は、報酬比例部分のみ（基礎年金は含まれていない。）

平成30年8月21日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

会派「新政会」
代表 松尾 数則
高松 秀樹
中岡 英二

議会運営についての要望書

議長におかれましては、常に円滑で公平公正な議会運営に対しまして、ご尽力をいただいている姿勢に対し敬意を表します。

さて、会派「新政会」は、議会運営について下記のことについて要望いたします。公務ご多忙の折とは存じますが、よろしく取り計らい下さるようお願い申し上げます。

記

1. 一般質問方式の変更

現在行われている一般質問は一問一答方式とされていますが、現実には完全な一問一答方式ではなく、大項目の後に小項目を連ねた場合、一括質問一括答弁の形式になっています。緊張感があり、市民に分かりやすい一般質問にするために完全一問一答方式に変更すること。

2. 本会議場の ICT 化

タブレット等で活用できる文書共有化システムを構築し、効率的な議会運営および資源、経費の削減に向けた取り組みを実現すること。また、委員会においても ICT 化を推進すること。

以上



2018年8月24日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

民生福祉常任委員会

委員長 吉永美子

副委員長 山田伸幸

委員 大井淳一郎

委員 杉本保喜

委員 恒松 恵子

委員 松尾数則

委員 栗田松夫

あいサポート団体認定申請に関する要望書

議長におかれましては、平素より議会運営及び改革にご尽力いただき、敬意を表します。

さて、山口県におきましては、誰もが障がいについて理解を深め、障がいのある方へのちょっとした声掛けや配慮を実践し、障がいのある方が住みやすい地域社会を実現していく運動である、あいサポート運動を展開しており、その運動の趣旨に賛同する団体を、あいサポート団体として認定しております。本市議会といたしましても、この運動に賛同し、障がい者にとってより住みやすいまちづくりに協力していく姿勢を示していくことは、大変重要であると考えます。

そこで、県に対し、あいサポート団体として認定を申請していただけますよう、当委員会全員の署名を添え、要望致します。

